

第● 電波障害

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、電波障害に影響を及ぼすと想定される地域における受信障害の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする電波障害の電波はテレビ電波とする。テレビ電波は、地上デジタル放送、衛星放送（BS）、通信衛星放送（CS）等の全てのテレビの放送波とする。また、対象とする受信障害は、遮蔽障害を基本とするが、事業特性に応じて、反射障害、フラッター障害及びパルスノイズ障害も対象とする。

(2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、電波障害を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 存在・供用時に、「鉄道及び軌道の建設」、「飛行場の建設」、「高層建築物の建設」の対象事業で、テレビ電波の受信障害が予想される場合

イ その他テレビ電波の受信障害が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア テレビ電波の受信の状況

テレビ電波の受信の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(ア) 地上デジタル放送及び衛星放送の受信画像、画質

(イ) 共聴設備等の設置状況

(ウ) ケーブルテレビジョンによる再送信の利用等の状況

イ テレビ電波到来の状況

横浜市内が放送区域となる放送局及び必要に応じて隣接都県に送信所がある放送局の電波到来の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(ア) テレビ電波受信に影響を及ぼす受信電波の種類

(イ) テレビ電波の送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力

(ウ) テレビ電波到来方向、対象事業実施区域の位置と送信アンテナとの距離

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し把握する。

- (7) 対象事業実施区域内及び周辺の既存建築物の状況
- (4) 地形及び対象事業の実施により設置される工作物の状況
- (ウ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア テレビ電波の受信の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施によりテレビ電波の受信障害を生じると想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び既存建築物の状況、地形の状況等を考慮するとともに、極力均一に分布するように設定する。

(4) 調査時期

電波受信の状況が適切に把握し得る時期とする。

(ウ) 調査方法

原則として現地調査を行う。

a 受信画質及び電波の強さの調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」（（一社）日本CATV技術協会）等の一般的に用いられている精度の高い方法とする。

b 受信形態の調査は、外観による確認及びヒアリング等による。

イ テレビ電波到来の状況

原則として「ア テレビ電波の受信の状況」を参考に、最新の既存資料の収集整理及び解析又は現地調査の方法による。必要に応じてヒアリング等を行う。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

原則として「ア テレビ電波の受信の状況」の調査地域とする。

なお、必要に応じて電波送信場所とテレビ電波の受信障害を生じると想定される地域の間についても調査地域とする。

(4) 調査方法

原則として既存資料の収集整理によるもとし、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等を行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) テレビ電波の受信の影響を最小限にとどめる水準

4 予測

(1) 予測項目

「2(1)ア テレビ電波の受信の状況」で対象事業の実施により変化するテレビ電波の受信の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2(2)ア テレビ電波の受信の状況」の調査地域を勘案し、対象となるテレビ電波の受信の状況を適切に把握し得る地域とする。

予測地点は、「2(2)ア テレビ電波の受信の状況」の調査地点及び調査結果を勘案し、対象となるテレビ電波の受信の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

原則として、対象事業の内容により次の時期とする。

(7) 存在・供用時

- a 対象事業の実施に伴い建設される工作物については、工事が完了した時期とする。
- b 鉄道等の運行又は航空機の飛行を伴う対象事業は、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模、配置等
- b 土地の改変計画の内容
- c 列車運行計画、航空機運行計画
- d その他必要な事項

(4) 予測方法

定量的に把握する方法とし、対象事業の内容及び調査で把握した内容を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 建築物等によるテレビ電波の受信障害の予測計算式
- b その他適切な方法

(3) 予測結果

対象事業実施区域、工作物の位置、テレビ電波の到来方向、遮蔽障害地域等を記入した受信障害予測図で分かりやすく整理する。

5 評価

原則として、視覚化又は数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が電波障害に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 存在・供用時

- ア 受信設備等による対策
- イ 受信障害に対する個別相談窓口の設置
- ウ その他適切な措置

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として、予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

ア 事後調査の頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 事後調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 事後調査地点

原則として予測地点とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。